

子育て支援員（仮称）研修制度に
関する検討会（第5回）
議事録

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課

子育て支援員（仮称）研修制度に関する検討会
（第5回）
議事次第

日 時：平成26年12月16日（火）10:00～12:00

場 所：中央合同庁舎第5号館 共用第9会議室

1. 開 会

2. 議 事

（1）子育て支援員研修（基本・専門）研修科目等（案）について

（2）その他

3. 閉 会

○汐見座長 おはようございます。定刻の少し前ですが、皆さんおそろいですので、第5回「子育て支援員（仮称）研修制度に関する検討会」を始めたいと思います。

構成員の皆様方には年末の御多忙の中、御参集いただきまして、ありがとうございます。

では、議事に入ります前に、本日の資料の確認と、構成員の出欠に関して報告をお願いいたします。

○鈴木少子化対策企画室長補佐 それでは、お手元の資料を確認させていただきます。

最初に議事次第がございます。

次に、資料1「子育て支援員研修（基本・専門）研修科目等（案）」でございます。

資料2といたしまして「保育士資格等を有する者の取扱い（案）」でございます。

資料3といたしまして「子育て支援員研修事業実施要綱（案）」でございます。

以上、お手元にご覧いただけますでしょうか。

次に、構成員の出席状況でございますが、本日は、薬師寺構成員及び矢藤構成員が所用により御欠席でございます。

なお、新保構成員におかれましては、所用により11時ごろに途中退席される予定でございます。

これより議事に入りますので、カメラ等の撮影はここまでをお願いいたします。

○汐見座長 よろしいですか。

それでは、議事に入らせていただきます。

これまで子育て支援員の研修制度について、本会は親会なのですが、親会で基本研修科目の素案の取りまとめと、制度の枠組みそのものの検討を行ってまいりました。

あわせて、各専門研修ワーキングチームにおいて、専門研修科目について御議論をいただいております。

本日は、各専門ワーキングチームの研修科目がほぼ取りまとめられていますので、それを受けて、基本研修科目との整合性について改めて検討を行い、子育て支援員科目全体の取りまとめに向けた議論をまず行いたいと思います。

その上で、新たに保育士等の資格を持っている方々の取り扱いをどうするかということがワーキングチームの中で浮かび上がってきましたので、そのことについての検討を行い、そして、最後に子育て支援員研修事業の実施要綱についての確認をしたいと思っております。

本日は、この3つが議題になります。

そのための資料として、子育て支援員の基本研修と各専門研修について整理したものを用意しておりますので、事務局からこれについて説明をお願いしたいと思います。

○鈴木少子化対策企画室長補佐 子育て支援員研修につきましては、各専門研修のワーキングチームでの研修科目（案）と基本研修（素案）について、あわせて全体像を確認する資料を作成いたしました。

最初に、私から資料の全体構成と基本研修の内容について御説明させていただきます、

各専門研修の具体的な内容につきましては、各担当から御説明させていただきます。

資料1をお手元をお願いいたします。

1 ページ目をおめくりいただきますと、目次がございます。今、申し上げましたように、私のほうから目次の1、2、3、5、6を御説明させていただいて、その後、専門研修の具体的な項目について各担当から御説明させていただきます。

1 ページ目をごらんください。1 ページ目では、子育て支援員研修に係るそれぞれの研修についての基本的な考え方を整理させていただきました。最初の枠で、子育て支援員研修全体の考え方というものを整理しております。子育て支援員研修は、保育や子育て支援の事業に関心を持ち、子育て支援分野の各事業に従事することを希望する者等を対象に必要な研修をものとしまして、研修の構成は、各事業のベースとなる「基本研修」と各事業の特性に応じた「専門研修」によって構成するものとしております。

基本研修及び専門研修によって各事業に従事するために最低限必要な知識・原理・技術・倫理を修得するものという構成となっております。

次に、基本研修でございますが、第4回までに御議論いただいたものをまとめたものがございます。専門研修で修得する各事業の特性に応じた具体的な内容を学ぶための前提となる、子育て支援員としての役割や子どもへの関わり方を理解し、子育て支援員としての自覚を持つことを目的に、最低限修得しておくことが必要な子育て支援に関する基礎的な知識・原理・技術・倫理について修得するということとしております。

その下が専門研修の枠組みでございます。具体的な内容につきましては、後ほど各担当から御紹介させていただきますが、放課後児童コースにつきましては、放課後児童支援員の業務を補助員も全般にわたり基本的には担うという考え方を基本としつつ、これまでの子育て経験や教育を受けた価値観にとらわれることなく、放課後児童クラブの支援者として新たな子ども観や子育て環境の変化などを理解するための内容、科目としております。

次に、社会的養護コースでございます。こちらにつきましては、「社会的養護の入り口」として社会的養護の基本的知識等を持つ人材層の充実を目的としまして、社会的養護に関する基本的な理念・知識・技術を習得する内容、科目としております。

1 ページおめくりください。

2 ページ目は、地域保育コースの考え方でございますが、前提として、専門研修については、基本研修とあわせて現行の家庭的保育事業の基礎研修と同等以上の研修内容とするということを整理しております。

次に、各事業、家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業、一時預かり事業、ファミリー・サポート・センター事業、これらの事業の特性を踏まえて、各事業で共通にできる科目を共通科目として、さらに各事業ごとに必要となるものを専門科目、二段階構成として分けております。

このうち家庭的保育、小規模、事業所内については「地域型保育」として、同じカリキュラムといたしまして、これに「一時預かり事業」と「ファミリー・サポート・センター」

の合わせて3つの専門研修カリキュラムを設けております。

次に、地域子育て支援コースでございます。地域子育て支援コースの専門研修につきましては、対象の事業・類型が利用者支援型の基本型、特定型、さらに地域子育て支援拠点事業と、事業の実施内容や従事者に求める資質が違いますので、それぞれ研修カリキュラムを設定しております。

まず1点目、利用者支援事業の基本型につきましては、保育等の処遇を行わず、相談支援やソーシャルワーク的な事業が中心になるという特性を持っておりますので、これに鑑みた研修内容としております。

次に、利用者支援事業の特定型につきましては、保育に特化した利用支援を行うということから、保育資源の把握に関する科目及び基本型の機能と共通する部分を中心に研修内容を設定しております。

3点目、地域子育て支援拠点事業につきましては、当該事業が当事者の目線で、利用者の身近な立場から寄り添った支援を行うという事業の特性に配慮した研修科目としております。

3ページ目、4ページ目につきましては、今回整理した科目を総括表的に科目名と時間数を整理させていただきました。

基本研修については、8科目で8時間。

放課後児童コースにつきましては、6科目9時間。

社会的養護コースにつきましては、9科目11時間。

地域子育て支援コースにつきましては3つに分かれておまして、基本型が9科目24時間、特定型が5科目5.5時間、拠点事業が6科目6時間というふうになっております。

1ページおめぐりいただきまして、次のページが地域保育コースの内容でございます。地域保育コースは、各事業に共通したものとして共通科目が12科目で15～15.5時間。

さらに、専門科目で選択になりますけれども、地域型保育、一時預かり事業、ファミリー・サポート・センター、3つに分かれておまして、地域型保育と一時預かりがともに6科目で6～6.5時間。これに2日以上の見学実習を組み合わせております。

ファミリー・サポート・センターにつきましては、4科目で6.5時間の内容となっております。

5ページ目以降は基本研修、前回素案として御議論いただいたものでございます。一度確認していただいたものから赤字で若干の修正点を明示させてもらっています。一部文言等の整理がされていなかったもので、文言の整理をしたもの。

6ページ目の⑥子ども虐待と社会的養護という科目で、社会的養護コースのワーキングの議論の中で御意見がございまして、「①子ども虐待」に具体的に括弧書きで「(家庭における配偶者等からの暴力(DV)を含む)」と明示するほうが適切ではないかという御意見がございましたので、そのようにしております。

以降、放課後児童コースと専門コースになりますので、こちらは後ほど説明します。

大きく飛びまして26ページでございます。26ページ目では、今回の基本研修と専門研修を、全体像を整理したらどのぐらいのボリュームになるのかというものを整理させていただきました。左側に基本研修8科目8時間、真ん中に専門研修の今、御紹介しました時間数を整理しております。合計を総時間で整理しております、一番右側に「現行」とございますが、現行欄につきましては、これまでどういう研修が行われて、どのぐらいのボリュームか、時間数があったのかというのを整理しております。

放課後児童コース、社会的養護コース、地域子育て支援コースにつきましては、これまで現行の研修はございませんでした。それぞれ放課後児童コースは基本研修と合わせますと14科目17時間、社会的養護コースにつきましては17科目19時間、地域子育て支援コースの基本型につきましては17科目で32時間、特定型は13科目で13.5時間、地域子育て支援事業につきましては14科目14時間になっておりまして、現行、研修体系はございませんでしたので、新たにこういった研修体系を設けるというものでございます。

なお、放課後児童コースにつきましては、括弧書きで「(放課後児童支援員：24時間)」とございまして、こちらは放課後児童クラブで中心的な役割を担う放課後児童支援員の研修時間を参考で併記させていただいております。

次に、地域保育コースでございます。地域保育コースにつきましては、基本研修と共通、さらに選択を学ぶという構成になっておりますので、地域型保育につきましては26科目で29～30時間、これに2日以上の見学実習。

さらに、一時預かりにつきましても同様に26科目で29～30時間、これに2日以上の見学実習となっております。

次に、ファミリー・サポート・センターにつきましては、24科目で29.5～30時間の研修時間となっております。

現行と比べますと、家庭的保育事業の基礎研修と対応する関係がございまして、現行の家庭的保育の基礎研修につきましては21～22時間で、2日以上研修ということで、現行の時間数と同等以上の内容になっているものが見てとれます。

次に、ファミリー・サポート・センターにつきましては、現在推奨で24時間という研修時間でございまして、こちら24科目で29.5～30時間ということで、研修内容がふえているというものでございます。

次に、27ページ目は、子育て支援員のフォローアップ研修と現任研修の整理をさせていただきました。

まず、地域保育コースにおきましては、研修が従事要件になっている事業となっていないものに分けております。

研修が従事要件になっている事業につきましてさらに2つに分けてございまして、家庭的保育事業の家庭的保育補助者に対する研修でございます。家庭的保育事業は、実施事業者が個人である場合もありまして、当該事業所のみではフォローアップ研修等を行うことが難しいことから、市町村等が研修を実施することが望ましいとしております。

その際に、家庭的保育者と家庭的保育補助者が一緒に保育に当たるわけですから、同じ研修を受講するよう配慮したほうがいいのではないかというふうになっております。

さらに、実施内容でございます。平成21年に発出した「家庭的保育事業の実施について」という通知の中で示されているフォローアップ研修及び現任研修に基づいて実施することが望ましいというふうにしております。

2番目、小規模保育、事業所内保育及び一時預かり事業の保育従事者に対する研修でございます。やはりこちらにも事業所の規模が小さい場合もありますので、各事業所ごとに行われるフォローアップ研修だけではなくて、市町村等においても研修を実施することが望ましいというふうにしております。その際には、小規模事業所などでは保育士も一緒に保育に当たるわけですので、保育士と保育従事者が同じ研修を受講することが一体的な保育をする上では望ましいということで、同じ研修を受講したほうがいいのではないかということ整理しております。

さらに、事業種別ごとに実施される研修だけではなくて、認可の保育所の保育士さんが参加する研修にも参加できるよう市町村が配慮することが望ましいというふうに整理しております。

次は研修が従事要件となっていない事業でございますが、ファミリー・サポート・センター事業がこれに当たります。こちらにつきましては、平成26年に発出しております「子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）の実施について」という通知の中で、フォローアップ研修の実施により、活動の質の維持、向上に市町村は努めるということを求めています。こちらの通知に基づきまして、引き続き実施することが望ましいというふうに整理をさせていただきました。

1ページおめぐりいただいて、28ページ目では配慮が必要な事項として2点整理しております。フォローアップ研修等につきましては、民間の研修実施機関などの研修も含めて、研修の機会を提供することが必要であるということ。

2点目は、事業に従事しなくなってから一定期間経過した者も、再度事業に従事する際には研修を受講することに配慮する必要があるということ。

その下の枠組みについては、現行のフォローアップ研修、現任研修の枠組みを整理したものでございます。

29ページ目では、放課後児童コース、社会的養護コース、地域子育て支援コースについて整理しております。

こちらにも地域保育コースの事業と同じように、継続的に市町村等においてフォローアップ研修をすることが重要であるというふうに整理させていただきました。

ただ、事業自体は、この3つの各事業の実施状況が異なることから、地域の実情に応じまして、日々の実践（業務）を通じた疑問、悩みの解消や問題解決に当たるフォローアップ研修と資質の向上に当たる現任研修を行うことが望ましいというふうにしております。

実施に当たっては、地域の実情に応じましてフォローアップ研修と現任研修の一体的な

実施とか、基本研修と専門研修のカリキュラムの内容を発展させて行うものとか、関連する事業・分野との合同開催など、事業の特性に応じて実施いただければと思っております。

30ページ目に、放課後児童コース・社会的養護コース、地域子育て支援コースのフォローアップ研修と現任研修の例をつけております。

左側のフォローアップ研修の例は、枠組み自体は家庭的保育の事業と同様なのですが、右側の現任研修につきましては、科目を限定せず、基本分野、専門分野につきまして、地域の実情に応じまして組み合わせでやっていただきたいと考えている点が1点。

さらに、これ以外の科目についても、事業の特性に応じまして関連する分野、例えば障害を持つ保護者への対応とか、スーパービジョンとか、そういったものを取り入れて実施するなど、地域の実情に応じて実施していただきたいと考えております。

私のほうからは以上でございます。

○竹中育成環境課長補佐 育成環境課の竹中でございます。どうぞよろしく願いいたします。

放課後児童コースのカリキュラム案につきまして、御説明させていただきます。

前回の第4回するときにも素案を御報告させていただきましたけれども、これまでの間、専門研修のワーキングチームで御議論いただきまして、放課後児童コースのカリキュラム案がまとまりましたので、御報告させていただきます。

基本的な考え方につきましては、資料の1ページ目のところに書いてございますが、放課後児童クラブの場合には、前回も説明いたしましたけれども、本年の4月に放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準という新たな省令基準をつくりまして、その中で放課後児童クラブに従事する者として、基本的には放課後児童支援員、保育士とか社会福祉士、教員免許もしくは一定の実務経験がある方に従事していただくこととなりますが、それにプラスして来年度から都道府県知事が行う研修を受講しなければならないという位置づけになり、研修を受講した放課後児童支援員が中心的に放課後児童クラブの中で従事していただく、担っていただくということにしております。

それを補佐する、サポートする立場として補助員を置くこともできるということにしております。今回、子育て支援員の研修を受講した方は、補助員となることを想定したものでございます。

放課後児童支援員の研修は、「都道府県認定資格研修」と呼んでおりますけれども、研修のカリキュラムにつきましても別途検討いただきまして、16科目24時間の研修のカリキュラムというものを設定させていただきました。

基本的には放課後児童支援員が担うわけですが、それを補佐する、補助する立場の補助員につきましても、1ページ目のところに書いてございますが、放課後児童支援員の業務を補助員も全般にわたり基本的に担うという考え方を基本としまして、科目設定を考えていくこととし、それに加えて、放課後児童支援員の認定資格研修の研修項目、科目を幅広く取り入れて全体をコンパクトに設定していく。さらに、以前子育てをした、もしくは教

育を受けた価値観にとらわれることなく、支援者としてかかわっていただくことが重要であり、新たな子ども観や子育て環境の変化などを理解してもらうような科目設定を考えるというようなことを議論していただきました。

また、今回、一般の方が主な対象となりますので、受講しやすさを考慮しまして、ハードルは高くせずに、できるだけわかりやすい内容の科目設定にしていったらどうかということがございます。

見学実習につきましては、基本的に受け入れ側の放課後児童クラブの負担等も考慮しまして、研修の項目、科目の一つには設定いたしませんけれども、他の科目の中でDVDとか写真等を活用いたしまして具体的な内容を伝えていく工夫を実施主体のほうに促していく。そういう内容にさせていただいております。

具体的な科目の内容は3ページ目のところがございます。放課後児童コース、6科目9時間という科目設定にしております。これは先ほどの放課後児童支援員の16科目24時間の研修から基本的にスキルとして必要となるものをピックアップいたしまして、まず補助員となるための基本的な知識や技術などを習得していただくということで、この科目設定にしております。

さらに、実施主体につきましても、ワーキングチームで議論いただきまして、放課後児童支援員の都道府県認定資格研修は、基本的には都道府県で実施いただくということにしておりますので、それと同様に、放課後児童コースの補助員の子育て支援員の研修につきましても、基本的には都道府県が実施主体になっていただいて、都道府県が専門研修を実施する上で適当と認める市区町村、民間団体等に委託も可ですよという位置づけとさせていただいております。

また、8ページ、9ページ、10ページのところに放課後児童クラブの「主な内容」と「ねらい」をつけてございますので、後ほどご確認いただきたいと思います。

ワーキングチームでは、これに加えましていわゆる講師の主な要件についても御議論いただいております。これについては、ワーキングチームの資料を御確認いただければ載っておりますし、ホームページ等でもごらんいただけますので、御確認いただければと思います。

放課後児童コースの説明は以上でございます。

○鈴木家庭福祉課児童福祉専門官 家庭福祉課の鈴木でございます。社会的養護コースの説明をさせていただきます。

基本的考え方は、資料1の1ページの社会的養護コースにありますように、社会的養護の基本的知識等を持つ人材層。これは、基本的知識を持って、社会的養護の支援人材となり得る層ということですが、その充実を目的としております。

この研修を修了された方は、社会的養護における補助的な支援者として従事することを想定しておりますので、そのために必要な科目ということで考えております。

社会的養護に特化した研修カリキュラムということが今まで余りありませんでした。その

ため、御議論の中では、研修を受講していただく対象者として幅広く、例えば大学生の方とか、専門的な知識を修めた方で、それまで他の分野で勤務されていた方が社会的養護にかかわることになった、あるいは関心をお持ちで受講を希望される方も含めてはどうかということが出て参りました。そのような場合に、なかなかまとまって学ぶ機会がとれないという御意見もございましたので、例えば活用策に、単位修得制にするなどによって科目を受講していただくことを示すこととしております。もちろん、この研修受講修了者とはならないのですけれども、そういうふうに幅広く門戸を開くことで、社会的養護の学びの場として活用できるのではないかという御意見がございました。

科目・内容の議論を進めていく中で、まず社会的養護の入り口の人材育成のために必要な最低限の項目に絞るということで、骨組みを4つ立てました。

3ページを見ていただきますと全体があるのですが、骨組みは、1. 社会的養護の理念、2. 対象者の理解、3. 支援技術、4. 演習で、科目一覧にあります①、②が理念、③、④、⑤が対象者の理解、⑥、⑦、⑧が支援技術、⑨が演習という内容になっております。

具体的に内容を御説明したいと思います。それは11ページです。

まず、全体を11時間にまとめております。1科目60分を基本にしておりますが、演習などが含まれる場合は90分、または、最後の演習項目については120分となっております。

まず、「1. 理念」につきましては、「①社会的養護の理解」、「②子ども等の権利擁護 対象者の尊厳の遵守 職業倫理」ということですが、「①社会的養護の理解」につきましては、基本研修でも取り上げていただいている内容との整理をするということ、社会的養護の体系を理解する内容は専門研修で説明をさせていただくというふうに考えています。

権利擁護の点で子どもの最善の利益のほかに、子育て支援員として働く方は補助的な支援者ですので、過剰な業務負担になった場合に、それを訴えていくとか、専門職員からアドバイスを受けるとか、そういう権利もお持ちだということを伝える。過剰負担にならないように配慮されるべき立場であるということを理解されることが必要ですし、それは基本研修でも取り上げていただいているかと思いますが、ワーキングチームの構成員から、そういう意見がありました。その点を「④養育者・支援者の資質、メンタルヘルス」のところで少し触れることとしております。

「2. 対象者の理解」のところで「③社会的養護を必要とする子どもの理解」、「④家族との連携」「⑥地域との連携」という3科目がございしますが、「子どもの理解」の中で「②発達支援を必要とする子どもの理解」の項目につきましては、基本研修で子どもの基本的な理解を学んだ上で、さらに社会的養護における状態像、子どもさんの理解という内容につないでいきたいと考えております。

「3. 支援技術」に、「⑥社会的養護を必要とする子どもの遊びの理解と実際」を入れております。これは支援者として実務についたときに必要な資質として子どもと遊べる、また、遊びの中で子どもに十分配慮できることを体験的に学んでいただくよう、講義と演

習を加えた90分としております。

「⑦支援技術」ですが、具体的な支援技術もありますが、専門の職員がどのようなかわり方をしているか、支援をしているのかということも学びながら、補助者として最低限子どもの二次的な被害を避けるといいますか、配慮しながら必要な支援技術を学んでいただくということです。

「⑧緊急時の対応」は、専門コースで学ぶということになっております。特に配慮を要する対応については、社会的養護における配慮事項、例えば配偶者等からの暴力などによって保護されている子どもが、加害配偶者等に連れ去られるとか、そういうような場面も想定して、そういうことが起こりうることを理解し、最低限の対応ができるようにという内容にしております。そのような具体的な場面につきましては、この項目の中に書き切れませんので、ガイドラインというものを作成して、研修内容を理解いただけるような内容にしたいということで、具体的なガイドラインの検討もさせていただいております。

「4. 演習」は120分としております。さまざまな御意見がございまして、実務者として直接子どもに触れ、経験をしっかりするべきではないかという御意見。一方で、配慮を要する子どもさんに必要以上に負担をかけない配慮が必要という御意見。実習生を養成するためにある施設ではなく、子どもさんの生活の場ですので、直接かかわることについて慎重に考えようという御意見がありまして、結局、画像あるいは映像を用いた支援の場の理解、あるいは講師の状況によっては見学というものも入れながら、施設の概要を理解することに加えて、演習として、直接勤務されている職員等、あるいは里親さんやファミリーホームの方とのグループワークを通じて、実際の業務についてイメージを持っていただき、この分野で共に支援に携わる人材として期待されていることをお伝えいただく。そういう科目にしようということで決まりました。以上のような、9科目11時間の内容でございます。

○田野保育課長補佐 地域保育コースの御説明をさせていただきます。事務局をやっていました保育課の田野と申します。よろしくお願いいたします。

基本的な考え方の部分ですけれども、2ページ目に地域保育コースについて書いております。地域保育コースの「また」以下のところですが、5つの事業を対象に研修カリキュラムを設定しています。

ほかのコースと違いまして、来年4月の施行を目指して準備しております子ども・子育て支援新制度の中で研修が従事要件になっている事業として家庭的保育、小規模保育、事業所内保育、一時預かり事業の一般型があります。そこで従事いただく補助者の方、あるいは保育士の資格のない保育従事者の方についての研修が、地域保育コースで学ぶ研修になっています。

従事要件にはなっていないのですが、質の向上ということで、ファミリー・サポート・センターについても、地域保育コースの中でカリキュラムを設定しております。

もともと家庭的保育の基礎研修というしっかりとした研修がございまして、それをも

とに地域保育コースのカリキュラムの中身を検討いただいております。

事業の中身が多岐にわたっているといいますか、一時預かり事業であれば、毎日来るお子さんが違う保育であったり、あるいはファミリー・サポート・センターですと、相互援助活動ということで、若干事業の位置づけが違っていたり、あと、形態が送迎のみの場合もあったり、それぞれ特徴があって、時間数の関係もあり、1本の研修カリキュラムにするのが難しい状況でした。ある程度の時間数に抑えていただかないと、学んでいただく方もなかなか受講しにくいということもありますので、先生方に工夫していただきまして、共通で学ぶ科目と、それぞれ事業の特性に応じて専門に学ぶ科目に分けてカリキュラムをつくっていただきました。

4ページ目に地域保育コースの科目の一覧がございますので、そちらで見ていただきますと、一番上の「共通」と書いてある部分が5つの事業について共通で学んでいただく科目となっています。

その下の「選択」というところで「地域型保育」と「一時預かり事業」と「ファミリー・サポート・センター」ということで、3つの分類といいますか、コースを選択できるようにしてございます。

地域型保育のコースについては、家庭的保育と小規模保育と事業所内保育に補助者や従事者として従事していただく方が学んでいただくコースということで設定しております。

特に一時預かり事業について、地域型保育のコースに含めて1本のコースにするかどうかと議論もあったのですが、一時預かり事業に特徴的な部分があって、そこについてはきちんと学んでいただく必要もあるということで、カリキュラム自体は別のコースということで設定することとしました。

ただ、子ども・子育て支援新制度の中で従事していただく方を養成する必要があるということで、ここにつきましては、地域型保育のコースを受講した方については一時預かり事業にも従事できるという取り扱いをすることにしました。ただ、その場合でも、地域型保育のコースを学んだ方は、できるだけ一時預かり事業のコースについても受講していただくように推奨するというので、時間数が余り長くなり過ぎないように工夫をいたしました。

親会で御議論いただきました基本研修との調整を地域保育コースの中でやっています。もともと家庭的保育の基礎研修の中で「子ども虐待」について学んでいただく60分の科目を設定していたのですが、その部分につきましては、基本研修で「子ども虐待と社会的養護」として、60分学んでいただくということをお決めいただきましたので、その部分は、重なる部分が多いということで、調整いたしまして、地域保育コースの中からは「子ども虐待」の科目を落として、基本研修で学んでいただくという整理にいたしました。

具体的にカリキュラムで御説明しますと、13ページからが地域保育コースのカリキュラムになっております。

基本的には家庭的保育の基礎研修の科目を土台にしまして、科目名とか、あるいは家庭

的保育に特化している部分について、もう少し幅広く学んでいただくような内容に変更をしております。

13ページの1番に「1. 地域保育の基礎を理解するための科目」ということで、6科目最初に設定をしているのですが、この中の「①乳幼児の生活と遊び」は家庭的保育の基礎研修の中にはない科目で、今回追加をした科目でございます。これにつきましては、専門研修ワーキングチーム（地域保育）で御議論いただく中で、科目全体を見渡したときに、実際に事業に従事した際に実践する保育の内容がイメージできる科目が必要ということで設けました。特に低年齢児のお子さんの保育が新制度の事業の地域型保育の対象になっておりますので、「①乳幼児の生活と遊び」という科目を1科目追加してございます。

それ以外につきましては、発達と心理、食事と栄養、小児保健、あと、実技として「⑥心肺蘇生法」ということで、特に乳幼児を対象とした救急救命の実技を受けていただくということで、これらについては現行の家庭的保育の基礎研修を踏襲した科目にしております。

2番目が14ページですけれども、「2. 地域保育の実際を理解するための科目」ということで、4科目設定しております。

これについては現行の家庭的保育の基礎研修と同様に、環境整備、事故などの対応に関する内容ということで「⑧安全の確保とリスクマネジメント」、次の15ページになりますけれども、職業倫理と配慮事項、あと、「⑩特別に配慮を要する子どもへの対応」ということで、科目を設定しております。

その次の3番目が「3. 研修を進める上で必要な科目」ということで、演習として「⑪グループ討議」を入れてございます。これについては、研修で学んだことについてグループ討議を行いまして、理解を深めていただくという科目にしております。

その次の16ページが「4. 自治体の制度や地域の保育事情等を理解するための科目」ということで、「⑫実施自治体の制度について」は任意の科目にしております。といいますのは、この研修を設定していただく段階で、オリエンテーションや基本研修などで実際に地域にあります保育関係の施策や関係機関について説明が行われている場合もありますので、そういう場合にはそちらで実施することができるということで、任意の科目にしております。

ここまでが共通で学んでいただく科目です。

17ページ以降がそれぞれのコースで専門的に学んでいただく科目で、構成としては、それぞれの事業の概要と保育内容、保育の運営、保護者への対応、見学実習という構成にしております。

18ページになりますけれども、見学実習につきましては、いろいろ議論があったのですが、現在の家庭的保育の研修ですと、実際に従事先が決まっている方が家庭的保育の基礎研修を受けるということで自治体で運用していただいていると思うのですが、子育て支援員については、従事先が決まっていない方についてもこちらの研修を受けることが想定さ

れます。そういった方についても全て見学実習をすると、特に家庭的保育ですと、家庭的保育者と補助者の方がお二人だけで、家庭的保育者の方のご自宅を使っている場合が多いと思いますので、家庭的保育事業に必ずしも従事されるとは限らない方が見学実習ということでぞろぞろと訪問するのは、限られた見学実習先ということもあり、受け入れ側の負担が大きいという御意見もございました。もちろん従事していただくに当たっては、一度きちんと現場を見ていただくということが必要だと思いますので、見学実習は可能な限り実施することが望ましいという位置づけにしまして、地域の実情等に応じまして、DVDの視聴と講義、演習を組み合わせるとのことでの実施も可能としました。あるいは家庭的保育での見学実習が難しい場合には、認可保育所での0～2歳児の保育を見学実習するというだけでも可能としました。

地域型保育のコースと一時預かり事業のコースについては、それぞれの特性に応じまして、科目の中身は変えておりますけれども、科目の構成は同じような形にしております。

21ページのファミリー・サポート・センターについては、見学実習は、個人の方の御自宅にお伺いするということとなりますので、そういった形がなかなか難しいということで、「④援助活動の実際」ということで、活動を経験した方のお話を聞いて質疑応答をするという形での講義、演習を見学実習にかえています。

地域保育コースにつきましては、家庭的保育の研修は21～22時間と見学実習ということになってございましたが、地域保育コース自体は大体同じぐらいの時間になっております。基本研修を合わせますと、そのままプラス8時間となり、現行の家庭的保育の基礎研修よりも長くなっています。ただ、家庭的保育の基礎研修は、もともと保育士の資格を持った方が家庭的保育者になるための研修をもとに実施しておりますので、保育士の資格のない補助者の方については、こちらの子育て支援員の基本研修で基本的なことを学んでいただくことは必要で、これぐらいの時間数を追加して学んでいただくことは必要と考えております。

私からの説明は以上でございます。

○長谷川少子化対策企画室係長 最後に、地域子育て支援員コースについて説明させていただきます。少子化対策企画室の長谷川です。よろしくお願いします。

2ページの考え方のところにありますように、地域子育て支援コースの専門研修につきましては、本コースの対象事業や実施類型ごとに実施内容や従事者に求められる資質に違いがあること。また、その従事者につきましては、ほかのコースは支援員研修を受けていただいている補助的な職員になっていただくことを想定しておりますが、本コースの対象事業となりますものは、支援員研修を受けていただいている本来的な職員についていただくということもありまして、対象事業ごとに研修カリキュラムを設定させていただきました。

3ページにカリキュラムを載せさせていただきますけれども、利用者支援事業の基本型、利用者支援事業の特定型、地域子育て支援拠点事業、その3つのコースを創設させていただきます。

まず、利用者支援事業の基本型の研修につきましては、利用者支援事業が保育等の直接処遇を行わないで、相談支援やソーシャルワーク的な事業であるという特性を鑑みまして、研修科目などを検討していただきました。

利用者支援事業の概要などに加えて、地域資源の把握や、記録の作成などに関する内容を盛り込ませていただくとともに、研修が実践的なものになるために、事前学習や、事業を円滑に実施していただくために見学実習も含めさせていただきます、9科目24時間で構成させていただいております。

続きまして、利用者支援事業の特定型の研修については、特定型が横浜の保育コンシェルジュの事例などに見られるように、利用者支援事業の基本型の中でも保育の部分に特化した利用者支援を行うことが実施内容となっておりますことから、基本型の研修カリキュラムをベースとしつつ、保育資源の概要など、一部の科目について保育の内容に特化した内容としまして、5科目で5.5時間で構成しております。

3番目の地域子育て支援拠点事業の研修につきましては、当該事業の専任の職員が当事者目線で利用者の身近な立場から寄り添った支援を行うという視点を踏まえつつ、地域子育て支援拠点事業の概要や利用者の理解、事例検討などの項目を盛り込みまして、6科目6時間で構成しております。

本ワーキングチームでは、今、申し上げたような研修カリキュラムの検討に加えまして、利用者支援事業の基本型については、事業の従事者の役割は利用者と地域の子育て資源や資源間のコーディネートであることから、あらかじめ地域の子育て資源についての深い理解や、地域の子ども・子育て支援の関係者との密な関係を構築しておく必要があるだろうということから、従事要件として実務経験を課すことについての議論もしていただきました。

地域子育て支援コースについては以上となります。

○汐見座長 ありがとうございます。

それでは、これで全体の概要がそろいましたので、以上を踏まえまして、基本研修との関係、整合性が中心になると思いますが、御質問、御意見をいただきたいと思っております。

各分野ごとの研修の内容について、担当してくださった構成員の方は詳しく御存じだと思いますが、そうでない方は、ここはどういうことなのかということがございましたら、それも今、出していただければと思います。

では、皆さんが考えておられる間、私のほうから先に御質問させていただきますが、本会は枠組みのことを少し考えていかなければいけないのですが、今、御説明があったように、4分野に分けてやっていますが、そのうちの3分野、放課後児童コース、社会的養護コース、地域保育コースについては、子育て支援員の仕事は基本的には補助と。名前はいろいろですけれども。それに対して、今回新しく始まる利用者支援事業等については、子育て支援員がむしろ本務的な仕事をやるということになりまして、同じ名称を使っていますが、社会的な役割とか仕事の自覚等については若干の違いがあるようなことに

なります。

そのあたりが混乱されないかといいますか、例えば今日お示しいただいた資料の1ページの「子育て支援員研修の考え方」というところには、そのあたりのことについては特に書かれていないわけです。「子育て支援分野の各事業に従事することを希望する者等を対象に必要な研修を実施する」ということになっていますので、そこを少し。

つまり、そのまま素直に読んでしまいますと、これを希望すると各分野の支援者となることができるのですが、例えば地域保育コースであれば、A型はできないと思いますが、B型、C型ですけれども、B型だと、保育士が半分以上ということが要件になっていますね。保育士の資格にそのまますぐ変わるわけではない。それはわかっていると言えばわかっているのですが、子育て支援員というのを制度化すると、安易に実際の保育をやると、私は支援員だからそれはしません、私は保育士だからそれをしますという形にはならないだろうということです。同じ仕事をするようなことにすぐなってしまうあたりで、支援員というのは、その分野の専門的資格を持った人と協力しながらする分野と、支援員自身が責任を自覚してやる分野があるというのでしょうか、そのあたりについて多少どこかにやっておかないと、これで保育士のようなことができるのかなというふうになるのもちょっと問題だと思うのですね。

そこをどういうふうを書くかというのは大変難しいのですが、多分どこかに書かなければいけないと思う。例えば保育士に本当になりたいと思ったときに、5年間こういうことをやってみたら、保育士試験を受ける場合にそれが多少配慮されるとかという可能性について、将来的には検討しなければいけないというようなこと。まだ議論していませんからあれだから。というふうなことが出てくるのではないかと思う。

特に家庭的保育の場合、実際に今、家庭的保育のコースが基本とありますね。これはほとんど似たようなことをやりますね。そうすると、こちらを受けたら家庭的保育のあれになれるのかどうかということについて、すぐに問題になってくるような感じがするのです。それはどういう議論がされたのでしょうか。補助員というふうなはっきりとしたあれでなくて、それを超えるような研修にしようということを決めからもくろまれていますね。

○田野保育課長補佐 この子育て支援員の地域保育コースで学んでいただいた方は、あくまで補助者なので、保育士の資格のない方については、これと別に認定研修を受けていただくというのが前提で御議論をいただいております。ステップアップという意味では、保育士なり家庭的保育者になりやすいということは考えたほうが良いというようなことは御議論の中でも言われておりますが、これがすぐ家庭的保育者になれるということではないということ。

○汐見座長 それをわかっている人はわかっているのだと思うのですが、実際出てきた書類とかなんとかだけでやると、これで家庭的保育者になれるのではないかというふうに思われてしまうというか。それから、家庭的保育者になるための研修講座を開いたときのあれと中身はかなり重なってきますね。實際上これが一番重なってくると思うのです。それ

をやっているときに、もう一回同じことをちゃんと受けなければいけないのかということも出てくるような気がしたのですね。

その辺は議論にならなかったですか。例えば家庭的保育者になるための研修講座を開いている自治体が今、やっているのと、これをまた別にやるとほとんど重なりますねということが出てくると、2つともやらなければいけないのですかということにならないかということなのです。それはどういう議論になりましたか。

○田野保育課長補佐 それにつきましては、基本的には補助者の方については今回つくった地域保育コースのほうに移っていただく。家庭的保育の補助者になる方については、こちらになるべく移っていただくということ。

ただ、現行、基礎研修を実際やっていただいているところがあるので、すぐに移るとするのは難しいかもしれないので、経過的に基礎研修でもいいという取り扱いをしたいということでお話をさせていただいています。せっかく御議論いただいて、しっかりしたものをつくっていただいたので、基本的にはこちらに移っていただくことにしています。

○汐見座長 実際やってみると、またいろんな問題が出てくるのかもしれませんが。

というようなことで、少し御意見をいただければと思います。

各分野の研修については相当練ってくださったと思いますので、これについて、今からどうだということとはほとんどないとは思うのですが、またもとへ戻すわけにもいかないということですから、その関係について御意見をいただければと思うのですが。では、どうぞ。

○堤構成員 松戸市の堤です。

先ほど放課後補助員の関係で、実施主体が基本的には都道府県で、市町村、団体等にも委託が可ということがありました。これは全体的にそういう考え方でよろしいということなのですか。というのは、松戸市は、千葉県の方で一応調査が入ったのですが、県としては実施する予定はございませんという回答をいただきました。そうすると、県が実施していただかないと、市町村で独自でやった場合には子育て支援員の研修とはならなくなってしまうということが起きるので、そこら辺はどのようになるのかという御質問です。

○鈴木少子化対策企画室長補佐 今の全体というのは、支援員研修全体ということですか。

○堤構成員 そうです。

○鈴木少子化対策企画室長補佐 今回の子育て支援員研修全体の話で言えば、全体自体は都道府県または市町村が行うということで、これまでもお話ししましたように、都道府県中心に役割を担っていただきたいということなのですから、放課後児童クラブのほうにつきましては、これまでの放課後自体が都道府県を中心に事業をやっておられた、研修をやっておられたという経緯がございますので、先ほど御説明したような形で、都道府県を中心に、市町村とか団体に委託可というふうになっておりますが、全体的な整理としましては都道府県と市町村にやっていただくということを考えております。

あとは、それぞれの事業の特性に応じて、もともと都道府県でしか事業をやっていない

例えば社会的養護とか、なかなか市町村単位での研修、事業場所もございませんので、そういうものは都道府県が中心になるかもしれませんが、事業自体の建て付けとしては都道府県と市町村が両方できるような形になっております。

○汐見座長 では、お願いします。

○新保構成員 2点あります。

1つは、各専門研修の目的のところをざーっと見せていただくと、何々を学ぶとか、何々を知るといふ表現と、何々を理解するといふ表現があつて、それぞれ意識して使い分けているのかどうなのか、それがまず気になりました。私は社会的養護の領域ですが、それは「理解する」といふ表現が多いですし、放課後のところでは、何々を学ぶといふ表現が多いように思います。横に並べてみるとその違いがあるので、意識して使い分けているかどうか。ということ意識しながら統一するとか、わざわざ区別するとかということはこれから御検討いただければありがたいなと思います。これが1点目です。

2点目は、これは特に社会的養護のところ課題になるのかもしれませんが、基礎的な知識を理解するということをやっていた上で、実践場面においては、何とかといふ行動については深入りしないということが必要になるのかなと思うのです。補助的職員が知らなければいけないことといふのは、やっていいこととやってはいけないこと、リスクがあるということ。つまり、好意を持って、誠意を持ってその仕事をやるということと、その仕事ができるということは違うのではないかなと思うのです。

社会的養護の記述の仕方で、まだ「深入りしない」といふ表現ができていないのです。マニュアルというもう一つの別のもをつくっていただいていますけれども、マニュアルのほうでは「深入りしない」とか「やらないとか」といふことをもっと明確に書かなければいけないかなと思うのですが、他の領域ではどのような御検討をされたのか、もしくは余り検討しないで済んでいるのか。社会的養護の独自性なのかどうか、ちょっとわかりませんが、何とかを深入りしないとか、何とかをやらないとかいふのをどこかで書かなければいけないところもあるのかなという気がしました。

以上、2点感想でございます。

○汐見座長 では、橋本さん、お願いいたします。

○橋本構成員 私も2点ございます。

1点目は、先ほど汐見座長のほうからお話しいただきましたように、地域子育て支援コースのほうは、補助者ではなく、この事業を中心的に担う職員の研修ということになりますので、研修の考え方のところで整理して書いていただいて、枠組みを示していただくということが必要かと思ひました。

あと、先ほど座長のほうの後半の御意見、家庭的保育者のほうは補助者から保育士を目指すとか、そういうお話が出てくるかと思うのですけれども、地域子育て支援コースのほうでは、もしかしたらそういうことがなく、そのまま従事されるかもしれませんので、そこも整理しておくことが必要かと思ひました。

2点目に関しましては、先ほど新保委員のほうからお話がございました「深入り」に関しましても、これは補助者の場合であると深入りしないということが私も非常に重要であると考えております。ただ、中心的に事業を担う者が、特にソーシャルワーク的な機能のところでは深入りしないということをどう理解していくのか。ソーシャルワークにおいても深入りしないということは非常に重要なことではあるのですが、その内容が違ってきますので、地域子育て支援コースの特に利用者支援事業の基本型に関しては、その点に関しても、少し他の事業と異なるということを明確にしておく必要があるかと考えました。以上です。

○汐見座長 ありがとうございます。

ほかにどうでしょうか。

今、新保さんのほうから出された用語の統一の問題ですけれども、「学ぶ」というのと「理解する」というのと「理解を深める」ということ、私が見たところ3種類だなと思ったのですが、注意深く使い分けられている感じもするのですが、大体「学ぶ」で統一されているところもあったり、理解すると統一されているところもあったりで、ちょっとその辺の整合性を図る必要があるかなど。実際「学ぶ」というのと「理解する」というのは到達目標が違う感じがするのですね。「理解する」というのは、ちゃんと理解しましたかという形でテストもできるのですが、学びましたかというのはテストしづらい。つまり、そのことについていろいろ考えたり、触発されたりしたことが起こりましたかというのが、実際は「学ぶ」ですね。だから、演習科目などについては、「学ぶ」というのはすごくいいような感じがするのです。ただ、このことについては最低限理解してもらわないと困るということがあった場合には、「理解をする」とか何かにしたほうがいいようなことで、それを厳密にやっていると大変難しいと思うのですが、今の御意見を受けて、もう一回そのあたりを見直していただいて、なるべく整合性を図る。これは、「学ぶ」でしか表現のしようがないなというところは「学ぶ」でいいと思いますし、ここはしっかり理解してただこうというところは、「理解する」というふうに少し表現を明確にするというような形でちょっと対応していただければと思います。

今、もう一つ出てきたのは、利用者支援等については今回の子育て支援員が中心になってやらなければいけないことがありますので、補助員の仕事とは多少自覚も違うということがありますが、そのあたりをどこかに何かの形で明示するというようなことをちょっと考えたいと思います。

ほかにどうでしょうか。どうぞ。

○尾木座長代理 尾木でございます。

先ほど家庭的保育者のお話がありましたけれども、家庭的保育事業で補助者として働く人の中には有資格者もおりますので、その方たちは一応働き方としては補助者として働くわけですが、いずれ本人が家庭的保育者として従事したいということになれば、この子育て支援員研修を受講済みであれば、そのまま家庭的保育者になれるということだと思いま

すので、既存の事業と子育て支援員研修制度というもの、こういった場合はこうだという
ような整理をしていただけたらよろしいのではないかと考えています。

つまり、先ほどもお話にありましたように、資格がない場合は、子育て支援員の研修を
受けていても、認定研修を新たに受ける必要があります。ですので、その辺の関係は子育
て支援員の研修の中でも触れておいて、整理していただくほうが混乱がないのではないかと
思いました。

○汐見座長 今、お手を挙げて上げてくださった方。どうぞ。

○松村構成員 大した話ではないので恐縮なのですが、先ほどの「学ぶ」「理解する」と
か「知る」とかいうことに関して、放課後児童クラブの検討会の最後の回でもかなりディ
スカッションしたのですけれども、研修が座学で、ただ知る、理解するというよりは、こ
の人たちは本当に動いてもらう人たちなので、講座であっても、できるだけそういうアク
ティブラーニングというのですか、自発性が喚起されるようなものにしないと、うんざり
する知識を得るということだけではだめで、その辺をこれからの子育て支援員全体の研修
の中でもかなりしっかりと新しい形で展開していくという姿勢をはっきりしたほうがいい
と思います。

私は、言葉はこだわらないし、どちらでもいいと思うのですけれども、統一するのだっ
たら、なるだけそういう含みのある用語を使いながら、そして全体にこの支援員制度の研
修を全国にアピールしていかれるときに、今までのただたくさんを知っていく研修
とは違うよみたいなメッセージがあるといいなと思いますし、実際に検討会の中でもちょ
っとそういう議論がありましたので、一応御報告いたします。

○汐見座長 ありがとうございます。

それぞれ配慮してそういう言葉が使われているという可能性もありますので、そのあた
りは確認しながら、この言葉でいきたいという場合にはそれを尊重していただきたいと思
います。

お願いします。

○伊藤構成員 2点ほど。

1点目はお伺いしたいことですが、地域子育て支援コースの中で特定型と一般型。
先ほどの説明で特定型というのは保育に特化したというところですが、この2つが
どういうふう違うかなというのをもうちょっと詳しく御説明いただきたいというのが1
つ。

2つ目で、これは先ほど松戸市さんもお話しされたのですが、都道府県と市町村でどち
らが実際のこの研修をという話だったと思うのですが、先ほどのお話だと、放課後のほう
につきましては県ということだったのですが、そのほかにつきましては事業の実施主体に
よってというお話と理解したのですが、例えば事業につきましては、実際は市町村のほうで
小規模保育事業とか家庭的保育をやる、やらないという選択があると思うのですけれど、
ただ、その中で、市町村につきましても、規模等いろいろとございます。小さな自治体等

もあるところがございますので、そのときに都道府県の役割というのはどのようになるか。ストレートに言ってしまうと、都道府県にもその辺はある程度援助してもらいたいというふうにする自治体も出てくると思うのですが、その辺についてのお考えをお聞きしたいと思います。

○長谷川少子化対策企画室係長 まず1点目の御質問の関係で、基本型と特定型の違いをもっと明確にというお話だったかと思えますけれども、特定型が、先ほど申し上げましたとおり、横浜の保育コンシェルジュの取組みをモデルにした類型となっておりまして、保育所に入ることを希望する御家庭の方が窓口に来て、保育施設などを御案内するというようなものを行っておりまして、特定型はまさにそういうことになっている。

ただ、本来の利用者支援事業といった場合は、そういう保育に限らず、地域にあるような教育施設であるとか保育施設も含め、地域の子育て資源を幅広く対象にして、相談や助言や情報提供、それに伴って施設を御案内するとか、あとは地域に御案内する先がないから地域資源までやりましょうというのが基本型です。

特定型と基本型は、今、申し上げたとおり、役割が異なりまして、特定型については、さすがに基本型みたいに地域資源をやる必要はないだろうと。やらなくていいというわけではないのですけれども、そこまでやることを事業としては求めておりませんし、御案内する対象も幅広く地域の子育て支援というよりは、保育分野に特化して利用の御案内をするというような事業になっておりますので、そこら辺の事業の内容を鑑みまして、今回のカリキュラムというのも一部設定させていただいたと。

具体的に申し上げますと、特定型の「③保育資源の概要」というところなどは、保育資源に特化したものとなる。一方、基本型では「地域資源の概要」として、保育だけに限らず地域の子育て資源を中心とした資源を幅広く学んでいただく、理解していただくというようなことです。

なので、今、申し上げたような事業内容が保育分野に特化したものになっておりますので、そういったものを鑑みてこういう研修カリキュラムを設定させていただいた次第です。

以上です。

○鈴木少子化対策企画室長補佐 2点目でございます。都道府県の役割でございますけれども、先ほども御説明しましたように、この研修事業自体は、都道府県、市町村両方できるような形になっています。ただ、資料3、要綱の中にも書き込んでいるのですが、新しい保育の新制度自体は、都道府県が人材確保、養成等を中心に担うというふうになっていますので、要綱の中でも都道府県になるべく全体の調整をお願いするような書きぶりを書き込みまして、都道府県は全体調整をしていただきたいという趣旨をより強く持って整理したいと思っております。

○汐見座長 今日は、あと2つ議題がございますので、今、幾つか御意見を出していただきましたけれども、お読みになって、もう一度ここについて、こうしたらどうかというような御意見がございましたら、メールで事務局のほうにお寄せいただいたら助かります。

文言についての整理等は改めて行うということを前提に、基本的にこの線で基本研修、専門研修の具体的なカリキュラムを提案したいということによろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○汐見座長 どうもありがとうございました。

次に、専門研修のワーキンググループの議論の中で出てきた新たな課題なのですが、実際に子育て支援員の研修を受けに来られる方の中に、既に保育士資格を持っていたり、ソーシャルワーカーの資格を持っている方がいらっしゃる場合があるわけですね。その方はそれをまた全部受けなければいけないのかということが出てきましたので、それについて資料を用意していただいていますので、ちょっと御説明をお願いいたします。

○鈴木少子化対策企画室長補佐 資料2をごらんください。

1 ページ目でございます。まず、考え方を2点整理しております。考え方としましては、基本研修において学ぶ内容につきましては、子ども・子育て支援の基本となる内容から構成されておまして、この内容自体が各資格の養成課程の履修内容と一致するものについて免除してはどうかということを考えております。

その場合、保育士と社会福祉士につきましては、養成課程と基本研修の内容が一致することから、免除してはどうかというふうに考えております。

ただし、2つ目の○でございますけれども、研修内容の一部にしか一致が見られないものにつきましては、基本研修8時間でございますので、部分的に受講しなくていいということになりますと、実質的な受講者の負担軽減になりません。また、実施した場合には事務的に煩雑さを伴うことが想定されることから、一部しか一致しない場合については免除しないこととしてはどうかというふうに考えております。

具体的な資格ごとの整理が次の黒四角で整理しておりますけれども、繰り返しですが、保育士と社会福祉士につきましては養成課程の一致が見られる。特に保育士につきましては、保育士養成課程の履修内容が含まれるということ。

社会福祉士につきましては、養成課程で相談援助の分野とか児童福祉分野、生活保護等広く福祉全般について学んでおまして、子ども・子育て関連分野の基本的な内容を学んでおりますので、基本研修に含まれる内容については履修されていると考えられることから、免除してはどうかというふうに考えております。

個別に科目ごとの整理を別紙1と別紙2に整理しております。

別紙1は3ページ目でございます。左側に基本研修のカリキュラムを8科目整理しまして、右側にこれに該当する保育士養成課程の履修内容をつけております。それぞれ色の線をつなぎつつ、右端に基本研修の該当科目をそれぞれ丸の番号で付しております。ごらんのように、基本研修で学ぶ内容につきましては、保育士養成課程の中で学ぶものということで、免除したいというふうに考えております。

次の4ページ目は、社会福祉士の内容について整理をさせていただきました。こちらも同じように左側に基本研修のカリキュラムを整理しております。これは社会福祉士の指定

科目になりますけれども、対応関係、右側に5科目ございます。「児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度」「人体の構造と機能及び疾病」「心理学理論と心理的支援」「相談援助の基礎と専門職」「障害者に対する支援と障害者自立支援制度」ということで、それぞれ見ていきますと、おおむね対応しておりますので、社会福祉士につきましても基本研修を免除したらどうかというふうに考えております。

続きまして、もう一度1ページにお戻りください。保育士と社会福祉士以外の資格でございます。

精神保健福祉士と介護福祉士について整理をしてみました。この2つの資格につきましても、一部教育内容につきましても基本研修と重複がありますけれども、子ども家庭福祉とか社会的養護等基本研修で学ぶべき内容が含まれておらず、履修されていないことから、精神保健福祉士・介護福祉士については基本研修を免除しないこととしてはどうかと考えております。

こちら履修内容ごとに整理をしました。別紙3と4が5ページ以降にございます。

精神保健福祉士につきましても、上の四角囲みにありますように、精神障害者の社会復帰の促進のための助言、指導、日常生活への適応のための訓練等、援助を行うということでございまして、それに対応する科目が入っております。

科目ごとに見ますと、一部社会福祉士と対応関係があるものがございます。例えば1番目の「人体の構造と機能及び疾病」、「心理学理論と心理的支援」、あるいは次のページの上から3つ目「障害者に対する支援と障害者の自立支援制度」、これらにつきましても社会福祉士の指定科目と重複、同じものがございますが、それ以外の部分を一つ一つ見ても、児童家庭福祉とか社会的養護に関する履修科目がございませんので、精神保健福祉士につきましても基本研修を免除しないものとして整理させていただきました。

ページが飛びまして、10ページ目に介護福祉士を整理させていただきました。

介護福祉士はどのような資格かと申しますと、四角囲みの中にもございますけれども、身体上または精神上の障害があることによって日常生活を営むのに支障がある者について介護を行い、また、介護をする者に対して指導を行うというのが介護福祉士というふうになっておりまして、介護福祉士の養成科目につきましても、3つの領域、「人間と社会」「介護」「こころとからだのしくみ」となっておりまして、この中に一部該当する科目、例えば「社会の理解」の中の「障害者自立支援制度」とか、「こころとからだのしくみ」の中の「障害の理解」、あるいは「発達と老化の理解」の中の「人間の成長と発達の基礎的理解」など、一部重複する科目がございますが、一つ一つ見ても、児童家庭福祉あるいは社会的養護については、履修科目の中に入っていないことから、介護福祉士につきましても基本研修について免除しないものとして整理したらどうかと考えております。

またページをお戻りいただきまして、2ページ目でございます。

2ページ目の幼稚園教諭と小学校教諭でございます。幼稚園教諭、小学校教諭につきましても、やはり子ども家庭福祉とか社会的養護が含まれていないことから、同様に基本研

修を免除しないこととしてはどうかというふうに考えております。こちらについては別紙5に詳細のほうをつけておりますので、14ページ、別紙5をごらんください。

こちらは、幼稚園教員免許状をお持ちの方が保育士資格を取得する際の特例について整理したものでございます。保育士資格を取得するためには、指定保育士養成施設を卒業するか、都道府県が実施する保育士試験に合格する必要があります。保育士試験は筆記9科目と実技があるわけですが、幼稚園教員免許状をお持ちの方については特例がございまして、幼稚園教員免許状をお持ちの方で、実務経験がない方は、左側にございます①の7科目については受験していただきとなっております。これを履修科目に置き換えた場合どうなるかというのが②の欄でございます。やはり社会的養護等を学ぶ必要がある。

赤や青、緑等でくくっているものでございますけれども、こちらの整理は、幼稚園教員免許状をお持ちで3年以上の実務経験がある方についての特例措置、新しい保育の新制度の中で幼稚園教員免許状と保育士資格両方の併用を促進する特例がございまして、その中で整理されているものでございまして、実務経験3年以上、幼稚園等での実務経験があっても、社会福祉、社会的養護、児童家庭福祉などは履修する必要があるというふうになっておりますので、幼稚園教員免許状をお持ちであっても基本研修は履修していただきたいというふうに整理をしております。

2ページ目にお戻りいただきまして、看護師・保健師・助産師でございます。こちらも子どもの発達や成長、または生命の保持等、保健、医療、看護の分野から履修されてはいますけれども、これまでと同様に、子ども家庭福祉とか社会的養護など福祉分野については履修されていないということから、基本研修を免除しないこととしてはどうかというふうに考えております。

これも履修科目を整理してみました。別紙6、7、8です。

15ページに看護師がございまして。看護師の教育内容を見ますと、「人体の構造と機能」とか「健康支援と社会保障制度」、あるいは専門分野の場合、「小児看護学」等子どもに関する部分、若干福祉の部分も学んでおりますが、子ども家庭福祉とか社会的養護に関する科目は見受けられませんので、基本研修は科目上の整理としては免除しないこととしてはどうかというふうに整理しました。

次の17ページで保健師を整理しております。保健師につきましては、今、御説明しましたような看護師に必要なものを履修した上での科目になりますけれども、公衆衛生看護学の「公衆衛生看護活動展開論」の中で福祉等の職種との連携、「保健医療福祉行政論」の中で福祉の計画の企画及び評価について学ぶなど、福祉関係が若干含まれておりますが、やはり子ども家庭福祉とか社会的養護に関する科目については含まれておりませんので、基本研修は免除しないものとしてはどうかというふうに考えております。

次のページで助産師を整理しております。助産師につきましては、「じょく婦若しくは新生児の保健指導を行うことを業とする」というふうになってございまして、教育内容を見まして、「地域母子保健」の中で「福祉関係と連携・協働」という科目がございまして

ども、やはり子ども家庭福祉とか社会的養護に関する科目は見受けられませんので、基本研修は免除しないものとしてはどうかというふうに考えております。

2ページ目にお戻りいただきまして、矢印の下の赤字でございます。科目上の整理は今、申し上げました保育士、社会福祉士以外は、履修科目で見ると基本研修を免除する内容にはなっていないのですけれども、ただし書きにありますように、例えば幼稚園教諭や看護師など国家資格を有し、かつ日々子どももかかわる業務に携わるなど、実務経験によって基本研修で学ぶべき知識等が習得されていると都道府県知事が認める場合に限っては基本研修を免除してはどうかというふうに考えております。

これは、例えば看護師資格を持って認可の保育所で働いている方とか、幼稚園教員免許状をお持ちで例えば保育施設とか子ども関係の施設、あるいは保健師として保健活動、福祉の隣接領域でさまざまな子どもにかかわる業務に携わっている方がいらっしゃると思いますので、そういった方で実務経験によって基本研修で学ぶべき内容が履修されている方もいらっしゃると思いますので、このような形で都道府県知事等が認める場合に限って基本研修を免除してはどうかと考えております。

以上でございます。

○汐見座長 ありがとうございます。

途中で出てきた論点ですが、調べてみると、かなり膨大な調査が必要だったということで、本当に御苦労さまでした。

今の御提案は、さまざまな資格、国家資格もたくさんあるわけですが、その中で子どもも、育ち、それから今の子育て支援施策等についての研修をきちっと、あるいはその事業をきちっと受けてきたとは限らないものについては、やはり基本研修を受けていただきたい。そう考えますと、保育士と社会福祉士については既に養成校でそのことについてはかなり丁寧に学んでいるということが明らかですから、この2つについては、基本研修は受講しないで、専門研修にすぐ移っていただくという形ではよろしいのではないかと。

ただし、幼稚園教諭、それから看護師さんで保育所の看護師を長くされていたとか、あるいは病院の小児科病棟に長く勤められていたとか、いろんな形で子どもとかかわる業務に實際上長くかかわってきたということで、かなりのことを御存じで、経験もあるという方については、都道府県知事が認める形で免除する。そういう形で少し制度をやわらかくしておいたらどうかということですね。少し曖昧ではありますけれども、これを余りきっちりやると、また物すごく細かくなってしまいますので、このような形がいいのかなと思いました。そういう形で少し救うというふうにしておいたらどうか、そういう御提案なのですが、ちょっと御意見をいただきたいと思います。では、お願いします。

○尾木座長代理 今、汐見座長が曖昧にしておいてとおっしゃったのですけれども、都道府県知事であるとか、あるいは「等」と入っていますので、市町村長ということかと思いましたが、それによって判断が余りにもぶれてしまうということがないようにする必要はあるのではないかと思います。

先ほどの赤字の文章だけではかなりいろんなふうにとれると思います。そうすると、やはり国家資格を持っていればというところで判断されてしまう可能性もあるような気がしますので、先ほど御説明にあったように、例えば認可保育所で看護師として勤務していた経験があるとか、保健師として地域の子ども虐待や養育支援訪問事業にかかわったとか、ある程度の例示を示していただくことが必要かなと思います。

保育士も国家資格ではありますけれども、試験だけ受験して保育経験がないという方もいらっしゃると思いますので、基本的にはこれから保育なり何なりに従事するのであれば基本研修を受講することが推奨されるというところもぜひ書いていただきたいと思います。

以上です。

○汐見座長 想定されるケースを幾つか例示という形でやって、その他という形で都道府県知事等が認めると。そういう形にしておかないと、自治体によってかなり揺れが生じる可能性があるということでしょうか。例示したらどうかという御意見でした。

ほかに。この御提案そのものについてはどうでしょうか。どうぞ。

○堤構成員 堤です。

ちょっとずれることなのかもしれないのですが、資格にかかわることなので御質問したいのですが、幼稚園で行う一時預かりの部分なのですけれども、たしか幼稚園教諭または保育士というふうに限るところがあったと思うので、こちらは一時預かりの子育て支援員の研修を受けても、幼稚園の預かり保育の部分は従事できないということになりますか。

○田野保育課長補佐 そうです。

○堤構成員 幼稚園さんのほうから人が足りないので、子育て支援員の制度を使って預かり保育の部分の人を雇いたいというお話が出たのですが、それはできないということですか。

○田野保育課長補佐 今はできないです。

○堤構成員 わかりました。ありがとうございます。

○汐見座長 今回、一時預かりの制度が変わりますので、保育園で手があいているときにやるやつは、保育士でないといけないことになります。

幼稚園型というのは、基本的に幼稚園免許、保育士さんがいないとだめということですね。

あと、家庭でやる一時預かりというのは、お母さんが病気でというような場合ですね。

それ以外に今まで拠点などでやっている一時預かりについてはまた別なですね。

この4類型になるのだと思います。今度の子育て支援員は、基本形のところはいいのですけれども、それ以外はちょっと難しいということですね。

特に御意見ございませんか。

今の例示を入れるという尾木構成員の御提案は、私もそうだなと思いましたので、どうでしょうか。そういう形で少し工夫していただくということで。このままだと、とり方が余りにも広くなる、望洋としてしまいましたので、少し限定して例示を入れていただくと

いう形でよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○汐見座長 では、そういう形にさせていただきます。

それでは、御提案の案件については、保育士及び社会福祉士については基本研修を免除すると。ただし、それ以外の資格を持っている方でも、幾つか例示を示した形で、子どもとかかわる業務に携わる等の実務経験のある方について、都道府県知事等が認める場合に限って基本研修を免除することもあるということで進めたいと思います。ありがとうございました。

それでは、3つ目の案件であります。これを具体化するためにこれから実施要綱というものをつくっていく必要がありますが、その案について御提案があります。よろしくお願いします。

○鈴木少子化対策企画室長補佐 今回、この新制度を実施するための子育て支援員研修事業実施要綱(案)を用意いたしております。第4回までの検討会で御確認いただいたものをベースに整理しておりますが、この実施要綱につきまして、今後財政当局とか関係者で協議しまして、最後詰めて確定していくこととなりますけれども、実は第4回からこの間若干動きがございまして、内容というのは、この研修の実施主体に指定を加えたらどうかという御意見をいただいております。子育て支援員研修制度が基本研修と専門研修から構成されまして、専門研修については、事業ごとのものを含めると10種類ぐらいあって、さらにフォローアップ研修とか現任研修もあり、非常に多様であるということで、直接実施や委託だけでは行い切れないおそれがあることから、指定についても取り上げてほしいという御意見をいただきました。

第2回の検討会の際に汐見座長のほうから委託と指定について問題提起をいただきまして、子育て支援員研修につきましては、新しい研修事業のため、指定とした場合には研修の水準に差が出るのが懸念されることから、当面は委託としてはどうかという御意見をいただきました。

これを受けまして当面は委託として整理したところでございますけれども、質の確保と同様に人材の量的確保も重要でありまして、子育て支援員研修の指定が行われなくて、賄い切れず、事業が行われ不来ないということになりますと、人材の確保に支障を来すということで、新制度の円滑な施行の妨げになるということもございますので、研修の水準を確保するすべとしまして、資料3の5ページ目と6ページに指定に当たっての具体的な基準と申しますか、項目としまして、例えば5ページ目の「9. 研修事業者の指定」の(1)のウのところ「保育や子育て支援分野に関する研修の実績やノウハウ等があること」というものを設けたり、あるいは8ページ目の「13. 留意事項」の(3)都道府県知事、失礼しました。これは「等」が漏れています。「都道府県等は、指定研修事業者に対し、管内における研修の実施内容等について適切な水準が保てるように定期的に指導すること」など、こういった事業者に対する要件とその後のフォローアップをするというものを設けま

して、研修の水準とか質に配慮するということを入れまして、1ページの研修の実施主体に「指定」というものを新たに加えたいと考え、そのような整理をしております。

その他の項目につきましては、これまで御確認いただいたものを実施要綱、通知の形で整理したものでございますので、御説明のほうは省略させていただきます。

○汐見座長 論点になるというのが幾つかありまして、実施要綱を出すことによって、この線に沿って実施していただきたいということになるわけですが、一つの論点は、9番にありますけれども、指定制にするということですね。業者を知事が指定するというやり方で、指定を申請して指定を受ければ、実施団体になるのか、養成校になるのか、その他になるのかわかりませんが、指定制というのはかなり自由がきくと。そうすると、内容的に高く丁寧にやっているところと、必ずしもそうではないところが出てきても、なかなかコントロールできないということが起こるといいうことで、留意事項の(3)にある定期的に指導するということができるかどうかといいうのがあるのですが、何年に1回はきちっと監査的な調査が入って指導することを入れて質を担保しようと。そういう形の実施要綱(案)になっているということですよ。

これが出ますと、これが一番頼りになる文書、ああ、こういう制度なのですねということになりますので、文言上、ちょっと誤解を与えるのではないかとということがございましたら、今、出していただいたほうが良いと思います。

私もちょっと丁寧に読んでみたのですが、先ほど出てきたことの関係で申しますと、一番大事な「1. 趣旨・目的」というところにこの事業の趣旨と目的という大事な言葉が書かれています。ここで子ども・子育て支援法に基づく給付、あるいは事業として実施される幾つかの子育て支援にかかわる事業、あるいは社会的養護等の子育て支援の活動、それぞれのニーズに応じてこれらの支援の担い手になる人材を確保することが必要だと。このために、地域において保育や子育て支援等の仕事に関心を持ち、保育や子育て支援分野の各事業に従事することを希望する者に対して、必要な知識を云々と書いていますね。ですから、これだけだと、こういう事業に従事する人を養成するための仕組みですという形になります。ですから、先ほどのこの分野では補助であり、この分野では主体になるのだということがここには書かれていないのです。一般論として書かれています。

「4. 対象者」というところに、「本事業の対象者は」ということで、2ページ目に細かくアからコまで書かれています。

アは、家庭保育事業の補助者とあります。

イは、小規模保育事業のB型の保育従事者。

ウは、家庭的保育の補助者。

エは、事業所内保育事業の保育従事者。

オは、利用者支援事業の専任職員。

カは、放課後児童クラブの補助員。

キは、拠点事業の専任職員。

クは、保育従事者。

ケは、ファミサポの提供会員。

コは、社会的養護関係の補助的職員となっています。

したがって、カテゴリーとしては、補助者とか補助的職員という形で働いていただきたいというところと、B型のように、本当は「保育士と協力しながら」という文言が必要になると思うのですが、「保育従事者」と。ファミサポの提供会員はちょっと別なのかもしれません。それと利用者支援、地域子育て支援拠点等でその人が中心になってやるというもの。これでわかるということでもいいのかどうか。職種ごとに任務、ミッションが違うというふうになっていますということ。

例えば1の趣旨の上から五、六行目に、保育や子育て支援分野の各事業等、以下4項に示される形で従事するとか、そういうふうにはっきりしておいてほうがいいのかというような感じもしたのです。

この1行だけがひとり歩きすると、この支援者の資格を取るといろんなことが新しくできるというふうに誤解されかねないので、ちょっとそういうのを入れておいてもいいのかというような感じを私は受けました。

それから、一応理解しておく必要があるのは、指定を受けるということで、指定の書類その他についてここに書かれていますけれども、例えば「9. 研修事業者の指定」のところに「(3) 研修受講者に関する要件」というのがあって、次のページになりますが、これは全体として申請する書類に書くことになると思うのですが、実施場所、研修期間、研修カリキュラム、講師氏名、研修修了の認定方法ということで、ちょっと心配なのは、講師がどういう人なのかということが、これだけではよくわからないですね。会社の社員だということもあり得るので。専門性を持った人でないと、これはしてもらいたくないということから、「講師氏名及び略歴」とかそういうふうにして、ああ、このことでちゃんとやってきた人なのだとか、そういう業績のある人なのだと。そこもチェック項目に入れていただいたほうがいいのか。その辺の専門性の心配をちょっとしました。

あと論点になるのは12番。委託をしないか、指定だけではお金は出ませんので、委託を受けて、ある程度のお金をもらってやることになると思うのですが、「12. フォローアップ研修及び現任研修」の2行目に「フォローアップ研修や現任研修を実施することが望ましい」と書かれています。「望ましい」という文言にするのか、「研修を実施することを原則とする」とか、「実施するものとする」とかというふうにもう少し強くするのか。こういう制度については、実際やってみた後に研修をした上で、そこで成長していくということがかなり大事になりますので、今回もフォローアップ研修のところの位置づけをしっかりとすることが多分大事になってきますので、この書き方を。今、各自治体にこれを全部やれというのはなかなか難しいから、こういう形にしているのだと思うのですが、そのあたりが少し論点かなというふうに思いました。

ほかにもあると思いますけれども、ちょっと御意見をいただければと思います。では、

お願いします。

○堀内構成員 静岡県でございます。2点ございます。

まず、「1. 趣旨・目的」のところですか。この研修は、地域の実情やニーズに応じて、これらの支援の担い手となる人材を確保することが必要であると書かれております。ということは、今回のこの研修というのは、それぞれの地域で需要がある場所に対して、需要に応じた人材を養成するために実施する研修であるのか、それともやりたいと手が挙がった人に対して、研修を受講していただいて、認定書を取りあえず渡しておくべきものなのか、この辺がずっとわかりませんでした。

まず、需要がある、地域のニーズに応じてということになりますと、ニーズを把握しているのは市町ということで、市町の動きというのはかなり求められることでありますし、とりあえず手を挙げた人に幅広く資格を与えておけばいいのだということであるならば、都道府県で大きく宣伝をして研修をやる。これも可能になるのだと思います。

ただし、資格だけ与えても、その方を就労に結びつける必要があるのなら、都道府県あるいは市町村で就労に結びつけるための仕事をしなければならない。この辺がちょっと不明確ではないかなと思っております。

もう一点は9の指定のところですが、今回指定ということが初めて出てきて、かなりのボリュームで指定のことがこの要綱に書かれている。となると、これを見たとき、指定ありきではないのですけれども、指定という方法でしかできないのかなというふうにとめられます。少なくとも静岡県では指定という方法は余りなじみがないので、どうして指定がこれだけ大きな分量で書かれているのかなということと、指定のメリットということがいま一つわかりませんので、その辺をちょっと御説明いただければありがたいです。

以上です。

○鈴木少子化対策企画室長補佐 お答えいたします。まず、需要があるのが重要なのかというところからいたしますと、今回の子育て支援員研修制度については、新しい保育の新制度がございまして、その中で研修を受講した方が必要だというのがございまして、そういった意味からすると、需要に応じてというふうになります。しかも、今回この実施要綱自体が補助要綱にもなるわけですから、どういった方を対象に公費を投じるかと考えますと、働くかどうかわからない人まで対象にしてやるかということと、一定の働く方をある程度ターゲットにするという限定は必要なのかなと思っております。

ただ、それだけなのかということがございますので、そこにつきましては、8ページの留意事項の(5)で「都道府県等におきましては、子育て支援員は保育や子育て支援分野の各事業等に従事する上で必要な知識や技術等を習得した者と認められる者であり、広く保育や子育て関連分野への参加が期待できることから、積極的な研修の実施に努められたい」というふうにしておりまして、まずは新しい保育の支援制度、社会的養護についてもこういった支援の担い手をふやすというところに着目したものでございますけれども、こういったスキルを持った方自体は広くさまざまな子育て分野で活躍できますので、そうい

ったものを視野に入れつつやっていただきたいということで、両方見てという制度になっております。

次に、指定の分量。分量というのは、この要綱上の分量ということだと思のですが、実は先行で既に指定を導入している事業がございまして、指定の際にどういった要綱上の書きぶりをしているかというのを参考にしまして、5ページ目、6ページ目でございますけれども、9番の研修事業者の指定の場合の要件とか、研修事業者の指定のための申請手続、そういったものを設けております。

指定した際のメリットですけれども、先ほど都道府県を中心という話をしましたが、一方で、一定程度のキャパがある大きい市町村になりますと、自前でもやりたいというニーズがあった場合に、1つの市町村で全ての研修を直営なり委託で行うのは難しい場合も考えられることから指定も可とするものです。静岡県におかれましては、特に指定は考えていない、今まで実例がないということでございましたけれども、既にこういった研修制度で指定を導入している中で、一定程度導入している自治体もあると考えられることから指定制を導入した方が良いという御意見がございましたので、今回実施要綱のほうに指定を新たに追記させていただきました。

○汐見座長 よろしいですか。

○堀内構成員 はい。

○汐見座長 では、お願いします。

○橋本構成員 橋本でございます。

先ほど意見を述べさせていただいた点、汐見座長のほうからも御指摘いただきました「趣旨・目的」のところ、保育補助者と専任職員というものがこの制度の中に混在しているということをやはり少し整理して書いていただきたいと思います。2ページ目のところに列挙していただいているものを見るだけでは、例えば家庭的保育の保育補助者と利用者支援事業の専任職員が同じような重みで取り扱われているという印象になってしまいます。

ですから、ここの列挙はそのままにさせていただくにしても、「子育て支援員」は、専任職員と保育補助者の総称であるということをも明記していただかないと、今後、利用者支援事業においてはその程度で担っていけるのかという誤解を招きかねないと考えました。

2点目に関しましては、先ほど座長のほうから御指摘いただきました講師のところ、氏名だけではなく、略歴もということでございますが、これは保育士養成に携わっておりますも、それぞれ専門的に担っている教科目というのがございまして、実は家庭的保育や一時預かりなどの研修の講師を拝見させていただいておりますも、この方がこれを教えるのかということが生じております。せめて略歴というもの、あるいは何を専門に担当している者かということはある程度はお示しいただいたほうがよいかと思います。

以上でございます。

○汐見座長 お願いします。

○松村構成員 松村です。

前の堀内委員の御意見にちょっと戻りますけれども、放課後児童コースでは、「3. 実施主体」で「専門研修は、原則として都道府県が実施する」というふうに書いてあるので、このコースについてはそういうことで、検討会でも言われたことなのですが、その際に、指定したり、民間の業者に出すということをめぐっているいろいろな議論がございました。基本的に全体として指定の方向ですということとは、私としてはそういう流れかなというふうに思うのですけれども、ただ、確かに堀内委員がおっしゃるように、ここに研修業者の指定のことが余り長々と書いてあると、それが最初に印象づけられる。これは実施要綱で、非常に重要な文章なので、そこは割と短くというか、基本的なことをきちっと書いて、別添なり。行政の文章のやり方はわからないのですけれども、もうちょっと書き方を変えないと、これがやたらと目につくという感じは、堀内委員の御指摘のように私も感じましたので、ちょっと御留意ください。

○汐見座長 お願いします。

○尾木座長代理 尾木でございます。

指定のことにに関してなのですが、私もよく理解できていないのですが、その都度指定ではなくて、多分研修機関を一定期間指定するという形になると思うのですが、そうすると、その都度講師が変わる可能性もありますし、一番最初に申請して、その実施機関が認められたからということで、継続して研修が行われるということに少し懸念も感じられます。従事する前の研修の質というものが、それ以降の保育の質なり事業の質を決定づけると私は思っていますので、指定という仕組みを入れるにしても、例えば修了証の発行まで指定機関が行うというのはどうなのかなと思うのです。その部分は市町村なり都道府県なり指定したところがそのときの研修内容を確認した上で、あるいは出席状況等の書類を確認した上で、修了証を発行するのはやはり都道府県なり市町村が行うべきなのではないか。あるいは一応それを認定した上で、発行する作業を担うのは実施機関だとしても、修了証に番号等がついているのですが、それはそれを指定した都道府県なり市町村が発行する番号がついているというような、そのところは責任を持っていただきたいというふうに思いました。

以上です。

○汐見座長 今の御懸念は、留意事項の中の「都道府県知事は、適切な水準が保たれるよう定期的に指導する」というところで何か克服しようということなのでしょうけれども、だから、これは定期的に確認・指導。例えば講師がころころかわってしまっているとなると、一貫性が保たれないということもありますので、当初予定したのとは違う時間でやっているというようなこと、その報告が全くないということが起こったりするということなるべく避けるということで、定期的に確認・指導というような形にしておいたほうがいいのかなと思いました。

ともかく指定制で、1回指定すると、あとは基本的にチェックがないということが起こりますので、そのところを何とかクリアするような形の留意事項を少し配慮していただ

きたいということだと思います。

あと、議論の中で出てきたのは、先ほどもありましたけれども、子育て支援員の資格を取った後に、取りっ放しでなくて、できる限り自治体が就労のあっせん等についても配慮するというようなことも留意事項の中に少し入れておいたほうがいいのではないかなという感じはしました。就労の支援について積極的に行うというようなこともあったらいいかなという感じがいたします。

もうそんなに会議を持ってないものですから、まだ文言の調整を事務局とさせていただきましても、こういう形で実施要綱を出すことについて、これはちょっと認めにくいという方がいらっしゃいますと、また会議を開かなければいけなくなりますが、こういう形で少し要望だけ出していただいて、なるべく反映するような形に修正をするということで、この方向で実施要綱をつくっていったほうがいいでしょうか。それだけちょっと確認させてください。何点か要望が出ましたので、それについてはまた詰めたと思います。

ともかく動かなければいけませんので、指定のところだけちょっと詳しく書き過ぎているのではないかとということがあって、別途の形の文書というようにすることにするかもしれませんし、それについては改めて詰めた上で、皆さんのほうにお知らせすると思いますが。

では、一応こういう形で幾つか文言の修正をした上で、実施要綱をつくって各自治体にお知らせするという形で進めるということではよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○汐見座長 どうもありがとうございました。

もう時間が来ていますが、あと数分お願いします。

実はかなり急いで皆さんに議論していただいて、当初第6回会議を1月にというふうに思っていたのですが、ここまですべてが整ったので、会議そのものは今回で終わるという形にさせていただきたいと思っているのですが、それはよろしいでしょうか。

ただ、今日意見が出ましたので、それについては尾木先生と私で少し検討いたしますが、一任していただいて、あと事務局と詰めて、また御提案させていただきたいと思いますので、その点はよろしく願いいたします。

もう一つ私のほうから提案があるのですが、この実施要綱はこの形で配られますね。そして、このカリキュラム案が出ますね。だけど、実際には各ワーキングチームの中でもそうだったし、この本会でもそうですが、貴重ないろんな意見、これを具体化するときにはそのあたりのことを少し配慮してやっていただきたいという論点がたくさん出ていたのです。それが全く伝わらないで、行政的な文書だけでスタートされると、私たちも本意ではないということがありますので、議論の細かなことは再現できませんけれども、出てきた中で大切な論点だったようなものを、議論の経過というような形、あるいは本来は報告書なのだと思うのですが、報告書をつくるというほどの重たさをかけてやると、また動きにくいと思いますので、これの科目等どこへつけるかというのはちょっと考えます。それから、この検討会の中での重要な論点というような形で整理させていただいて、実施要綱

にそれを添付するような形で各自治体に伝えたいというようなことを考えています。というふうにしたらどうかということなのですが、ちょっと御意見をいただきたいのですが、どうでしょうか。

もしよろしければ、その案文を私と尾木さんと事務局でつくって、皆さんにメールでお送りして、こういうものをつくって出すというふうにしたいと思うのですが、よろしいですか。

(「はい」と声あり)

○汐見座長　そういう形で皆さんの議論をできるだけ反映させたいと思いますので、もしこれも入れろということがありましたら、それもまた言っていただきたいと思います。

では、ありがとうございます。

それでは、本当にお忙しい中、5回にわたって検討会に協力していただいて、ありがとうございます。

最後に、古川課長のほうから一言お願いいたします。

○古川総務課長　総務課長でございます。

熱心に御議論いただきまして、まことにありがとうございます。8月に検討会を立ち上げさせていただきまして、本日まで5回ということでございますし、専門科目のワーキングチームを合わせますと21回も御議論いただいたということで、皆様、本当にお忙しい中お時間を頂戴いたしまして、充実した議論をしていただけたこと、本当にお礼を申し上げたいと思います。

最初、これを立ち上げさせていただきまして、子育て支援員のあり方ということになりますと、その地域の方、関心のある方が積極的に御参画をいただくようなという視点もありますし、しかし、子どもさんに目配りをするという観点からすると、まさに学んで理解していただくということも必要だということで、そのバランスというのをうまく組めるのだろうかということを、私自身、この分野はまだ余り詳しくなかった段階でいろいろ思っておりましたけれども、議論の経緯を見させていただくにつきましても、座長を中心に両面にきちんと御配慮いただいて、充実したものになったのではないかというふうに思っております。本当に御礼を申し上げたいと思います。

子ども・子育て支援新制度は27年4月から予定どおり実施ということでございます。そうしたものに向けまして、我々も子育て支援員も含めまして関係者の皆様方と丁寧に準備を進めていきたいと思っているというところでございます。

先ほど座長からもお話がありましたけれども、子育て支援員というものは新たな制度でございますので、動き出しますと、またいろいろ課題というものがでてくることもあろうと思っておりますので、今回お取りまとめ、基本的な考え方というのは、本日御指摘の部分はもちろん修正を前提といたしまして、4月に向けまして準備をさせていただくとともに、引き続きさまざまな御指摘をいただくということをぜひお願いをさせていただきまして、挨拶にかえさせていただきたいと思っております。

本当にありがとうございました。

○汐見座長 どうもありがとうございました。